

2023年8月1日

インボイス制度&電子取引データ保存制度 事前準備テキスト

2023年10月1日、消費税インボイス制度がスタート。

2024年1月からは、電子取引で授受した請求書・領収書などを電子データのまま保存することが義務化されます。


1989年の消費税導入以来、30年に1度といわれる大幅な税制改正です。




CONTENTS 目次

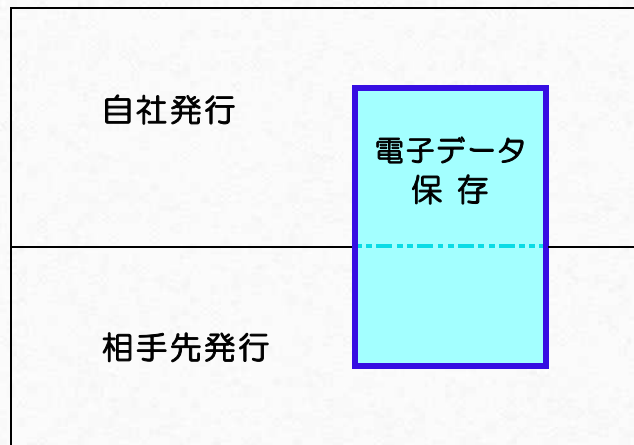
- 0. インボイス制度と電子取引データ保存制度** … P.3
・インボイスは「保存」、電子データも「保存」
- 1. 消費税インボイス制度のポイント** … P.4 ~ P.5
・インボイス適格請求書等とは？ ・買手の立場でインボイスは「要保存」
- 2. 本則課税の消費税計算方法の大幅変更** … P.6 ~ P.10
・消費税納税額が毎年、増加します！
- 3. 免税事業者の対応** … P.11~ P.13
・現状のまま？ OR 登録して売上の2%納税？
- 4. 電子取引データ保存制度のポイント** … P.14~ P.15
・中小企業も個人事業主も電子データ保存が強制適用！
- 5. 渋谷大橋会計事務所の対応** … P.16~ P.19
・事前準備マニュアルつくりました！ 電子保存ボックス用意しました！

0. インボイス制度と電子取引データ保存制度

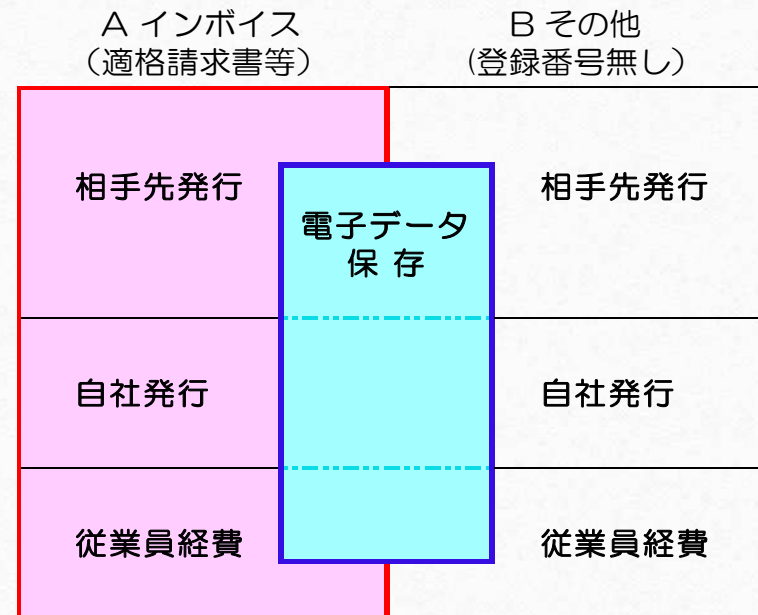
 赤枠が、インボイス制度において「保存」が必要な支払証憑です。

 青枠は、電子取引データ保存制度において「電子保存」が必要なデータです。

(1) 売上証憑（請求書・領収書・支払通知書など）



(2) 支払証憑（請求書・領収書・支払通知書など）



1. 消費税インボイス制度のポイント

(1) インボイス（適格請求書等）とは

- 税務署に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として「登録通知書」を交付された事業者は、インボイス（適格請求書等）を発行することができます。
- インボイス（適格請求書等）とは、以下の6項目が記載された請求書・領収書・計算書などです。
- タクシーや小売店などは⑥受領者名を除いた簡易インボイス「適格簡易請求書」も認められます。

簡易請求書でもOK



- ①発行者名・登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容
- ④取引額を税率ごとに区分した合計
- ⑤消費税額と適用税率
- ⑥受領者名

請求書

株〇〇御中 ← ⑥

△△商事(株)
登録番号 T012345... ← ①

11月分 131,200円 ××年11月30日

| 日付 | 品名 | 金額 |
|-------|----------|-----------------|
| 11/1 | 魚 * | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 * | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 ← ③ |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 ← ⑤ |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |

④

③ → * 軽減税率対象

(2) 消費税の事業者別のインボイス対応

(A. インボイス登録事業者 B. 未登録事業者)

2023年10月1日以降、事業者は売手、買手の立場としてそれぞれ以下の対応が必要となります。

| | 売手の立場として | 買手の立場として |
|------------|--|---|
| ① 本則課税の事業者 | A. 売上先にインボイスを交付 ①請求書 ②契約書 ③レシート・領収書 B. 自社が未登録業者の場合は従来型の売上請求書・領収書を交付 | A. 支払先からインボイスを受領し保存 B. 支払先が未登録業者の場合は、従来型の業者請求書・領収書を受領し保存 〈ポイント〉 A.とB.は明確に区分し、保存する必要があります。 |
| ② 簡易課税の事業者 | A. 売上先にインボイスを交付 ①請求書 ②契約書 ③レシート・領収書 B. 自社が未登録業者の場合は従来型の売上請求書・領収書を交付 | A. 支払先からインボイスを受領し保存 B. 支払先が未登録業者の場合は、従来型の業者請求書・領収書を受領し保存 〈ポイント〉 A.とB.の区分は不要ですが、 保存は必要です。 |
| ③ 免税事業者 | B. 売上先に従来型の売上請求書・領収書を交付 | A. 支払先からインボイスを受領し保存 B. 支払先が未登録業者の場合は、従来型の業者請求書・領収書を受領し保存 〈ポイント〉 A.とB.の区分は不要ですが、 保存は必要です。 |



2. 本則課税の消費税計算方法の変更

(1) 概要

消費税「本則課税」の事業者は、2023年10月1日から消費税の計算方法が大きく変わります。
仕入税額控除は原則としてインボイス（適格請求書等）に記載された消費税のみとなります。

(2) 本則課税の事業者の負担増と対応策

①事務上の負担

買手の立場として支払先から受領した請求書・領収書を「A.インボイス（適格請求書等）」と「B.その他請求書・領収書」とに区分しなければなりません。

〈対応策〉

9月中に、支払先からインボイス「登録通知書」コピーを入手します。そして支払先を「A.インボイス（適格請求書等）の発行事業者」と「B.その他請求書・領収書の発行事業者」に区別します。

これを自社のソフトウェアである「支払システム」や「会計システム」に登録しておく、10月からスムーズに移行ができます。

また、従業員の経費精算書も「A.インボイス領収書」と「B.その他領収書」に区分した書式に変更します。

②消費税納税額の負担

「B.その他請求書・領収書」は原則として、仕入税額控除の対象とならないので、消費税納税額が増加します。

〈対応策〉

支払先にインボイス登録を依頼します。登録しない支払先には、支払金額の交渉を慎重に行います。



(3) 本則課税の計算例

軽減税率8%取引のない本則課税の事業者を例にご説明します。

〈2023年9月30日まで〉

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{\text{課税売上} \times 10\%} \end{array} - \begin{array}{c} \text{仕入税額控除} \\ \boxed{\text{課税仕入} \times 10\%} \end{array} = \boxed{\text{消費税納税額}}$$

(例) 課税売上3,000万円、課税仕入2,000万円の本則課税事業者。

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{3,000\text{万円} \times 10\%} \\ \uparrow \\ \text{預かった消費税} \end{array} - \begin{array}{c} \text{仕入税額控除} \\ \boxed{2,000\text{万円} \times 10\%} \\ \uparrow \\ \text{支払った消費税} \end{array} = \boxed{100\text{万円}} \quad \begin{array}{c} \text{消費税納税額} \end{array}$$



受取った消費税と
支払った消費税の差
額を納税するんだね。

〈2023年10月1日から〉

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{\text{課税売上} \times 10\%} \end{array} - \begin{array}{c} \text{仕入税額控除} \\ \boxed{\text{インボイス課税仕入} \times 10\%} \end{array} = \boxed{\text{消費税納税額}}$$

(例) 課税売上3,000万円、課税仕入2,000万円の本則課税事業者。

課税仕入のうち **A.インボイス課税仕入1,500万円**、**B.その他課税仕入500万円**。

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{3,000\text{万円} \times 10\%} \end{array} - \begin{array}{c} \text{仕入税額控除} \\ \boxed{1,500\text{万円} \times 10\%} \\ \uparrow \\ \text{ここがポイント} \end{array} = \begin{array}{c} \text{消費税納税額} \\ \boxed{150\text{万円}} \\ \uparrow \\ \text{P.7に比べて納税額} \\ \text{が50万円増加} \end{array}$$

仕入税額控除できるのは、インボイス課税仕入れのみとなります。



〈経過措置〉 2023/10/1～2029/9/30

前頁の例ですと**消費税納税額が1.5倍**となります。急激な負担増を和らげるため2029年9月30日までの6年間、経過措置が設けられています。

これは、インボイスではない**B.その他課税仕入も当初3年間は80%、次の3年間は50%の仕入税額控除**を認めるものです。

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{\text{課税売上} \times 10\%} \end{array} - \begin{array}{c} \text{仕入税額控除} \\ \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{A.インボイス課税仕入} \times 10\%} \\ \boxed{\text{B.その他課税仕入} \times 10\% \times 80\%} \end{array} \right) + \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{\text{消費税納税額}} \end{array}$$

(例) 課税売上3,000万円、課税仕入2,000万円の本則課税事業者。

課税仕入のうち、A.インボイス課税仕入1,500万円、B.その他課税仕入500万円。(設例はP.8と同じです)

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{3,000\text{万円} \times 10\%} \end{array} - \begin{array}{c} \text{仕入税額控除} \\ \left(\begin{array}{c} \boxed{\text{A.1,500万円} \times 10\%} \\ \boxed{\text{B.500万円} \times 10\% \times 80\%} \end{array} \right) + \end{array} = \begin{array}{c} \text{消費税納税額} \\ \boxed{110\text{万円}} \end{array}$$

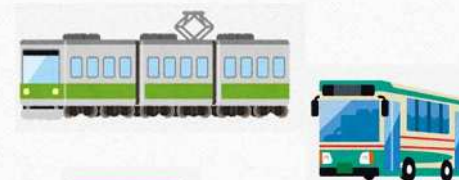
← P.8に比べて納税額が
40万円減少！
P.7と比べると納税額
は10万円アップ！



(4) 帳簿保存のみで仕入税額控除が可能な場合

次の取引は、インボイス（適格請求書等）でなくても仕入税額控除が可能です。

- ① **3万円未満**の公共交通機関（電車・バス・船舶）の利用
- ② 入場券など使用する際に回収される取引
- ③ **3万円未満**の自動販売機及び自動サービス機からの商品購入
- ④ 宅地建物取引業者が、棚卸資産（土地建物）を取得する取引
- ⑤ 従業員への通勤手当、出張旅費、宿泊費



(5) 中小事業者の仕入税額控除の少額特例

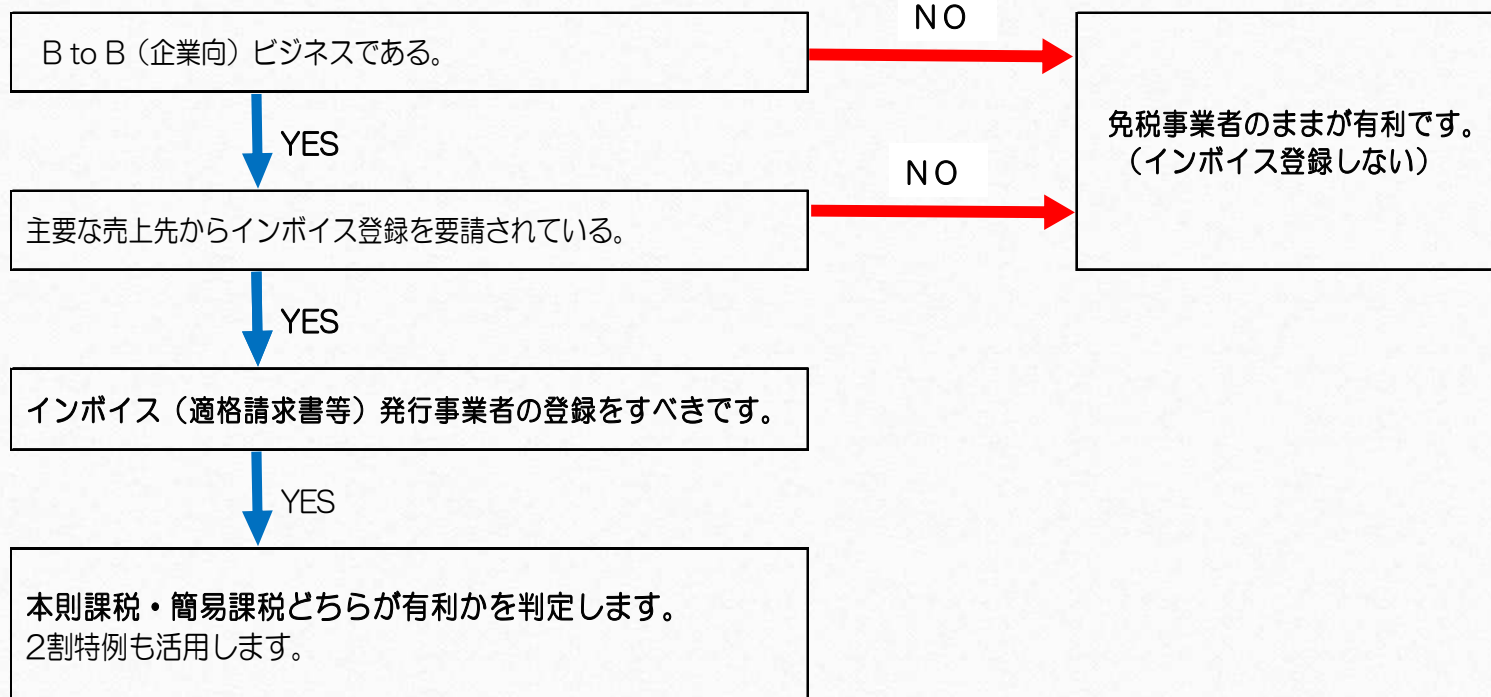
基準期間（2期前）の課税売上高が1億円以下または前年上半期の課税売上高が5,000万円以下の中小事業者は、**税込1万円未満の課税仕入**についてインボイス（適格請求書等）の保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

3. 免税事業者の対応

(1) インボイス対応

年間の課税売上が1,000万円以下の消費税免税事業者が、インボイス（適格請求書等）発行事業者の登録をして課税事業者になるべきかどうかは、次のチャートを参考にして下さい。

START



インボイス登録のメリット・デメリット

年間の課税売上が1,000万円以下の消費税免税事業者が、インボイス（適格請求書等）発行事業者の登録を「する」「しない」によるメリット・デメリットは次の通りです。

| | メリット | デメリット |
|----------------------------------|--------------------------|--|
| インボイス 登録する (課税事業者となる) | 売上先との売上単価・金額が 従前と同一条件 | 消費税の納税が生じる。 負担軽減措置（2割特例）により 売上の2%を納税 |
| インボイス 登録しない (免税事業者のまま) | 消費税の納税が不要 | 売上先から売上単価・金額の変更 (値下げ2%~10%)を要請 されるリスクがある |

(2) 小規模事業者の2割特例

〈概要〉

インボイス制度を機に**免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった場合の特例です。**
売上消費税の2割が納付税額になります。

$$\begin{array}{c} \text{売上消費税} \\ \boxed{\text{課税売上} \times 10\% \text{ (もしくは} 8\% \text{)}} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{2割特例} \\ \boxed{\text{2割}} \end{array} = \boxed{\text{消費税納税額}}$$



一定の条件のもと。軽減措置が用意されています。

〈計算例〉

職業はデザイナー。課税売上800万円、インボイス課税仕入200万円。

①本則課税

$$\begin{array}{rcccl} \text{売上消費税} & & \text{仕入税額控除} & & \text{消費税納税額} \\ \boxed{800\text{万円} \times 10\%} & - & \boxed{200\text{万円} \times 10\%} & = & \boxed{60\text{万円}} \end{array}$$



②簡易課税

$$\begin{array}{rcccl} \text{課税売上} & \times & \text{簡易税率} & & \text{消費税納税額} \\ \boxed{800\text{万円}} & \times & \boxed{10\% \times (1 - 50\%)} & = & \boxed{40\text{万円}} \end{array}$$

③2割特例

$$\begin{array}{rcccl} \text{売上消費税} & & \text{2割特例} & & \text{消費税納税額} \\ \boxed{800\text{万円} \times 10\%} & \times & \boxed{2\text{割}} & = & \boxed{16\text{万円}} \end{array}$$

適用する方式によって
税額が違うんだね。



〈留意点〉

2023年10月1日から2026年9月30日までの3年間、適用可能です。

本則課税、簡易課税とも2割特例を適用できます。

基準期間（2年前）の課税売上高が1000万円超となった場合は適用できません。

4. 電子取引データ保存制度のポイント

(1) 概要

2024年1月1日以降、電子取引で授受した請求書・領収書などを電子データのまま保存することが義務化されます。

申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務のある**全ての方が対象**です。

電子取引データを**印刷した紙での保存は認められません。**

(2) 保存すべき電子データ

「紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報」が含まれる電子データ（請求書・領収書・契約書など）は、**電子保存が必要**です。

- ①電子メールの本文・添付ファイルでの取引
- ②Amazon、楽天などECサイトを通じて行う取引
- ③クラウド、インターネットによる取引



(3) 保存方法

〈ポイント〉

①改ざん防止措置

「改ざん防止の事務処理規程」を作成します。 →国税庁HPでサンプルを公表しています。

②「日付・金額・取引先」で検索できるようにする。

〔方法1〕

専用のソフトウェア（JIIMA認証のもの）の導入。⇒ **電子データ保存ボックスが便利です。**

〔方法2〕

自社PCで簡易な検索方法を作る

1. 表計算ソフトで検索簿を作成する
2. PDFファイル名に「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約する。



渋谷大橋会計では
Frontier21の
「電子データ保存ボックス」
をご用意しております。
P.18をご参照ください。

5. 渋谷大橋会計事務所の対応

2023年10月1日から消費税インボイス制度スタート。2024年1月1日からは電子取引データ保存制度の義務化。

渋谷大橋会計事務所は、万全の体制でサポートいたします。

(1) インボイス制度の事前準備

| | |
|-------|--|
| 共通 | <input type="checkbox"/> インボイス（適格請求書等）発行事業者となる登録申請をしたか？ <input type="checkbox"/> 免税事業者は、登録申請した場合の消費税を試算 |
| 売手として | <input type="checkbox"/> 売上請求書の書式の決定 <input type="checkbox"/> 契約書の書式の決定 <input type="checkbox"/> レシート・領収書の書式の決定 |
| 買手として | <input type="checkbox"/> 支払先からインボイス「登録通知書」コピーを入手 <input type="checkbox"/> 支払先発行の請求書・領収書を「Aインボイス」と「Bその他」に区分し、保存する方法の決定 <input type="checkbox"/> 自社発行の「支払通知書」の書式の決定 <input type="checkbox"/> 従業員の経費精算に関し領収書を「Aインボイス」と「Bその他」に区分し、保存する方法の決定 |

渋谷大橋会計のHPから
P.16・17のチェックシートが
ダウンロードできます。



(3) 電子保存ボックス「FRONTIER21」ご案内

Frontier21の電子データ保存ボックスは、保存要件である「真実性の確保」と「可視性の確保」を満たしております。

F21 FRONTIER21 - ファイルの一覧

お客様ごとに専用の保存ボックス
をご用意します

FRONTIER21
4件

電子データ保存 / 品川商事 株式会社

| 名前 | 状態 | 製品名 | 更新日時 |
|------------------------|----|-----|----------------|
| ★ 電子発行した請求書 (自社発行) | | | 23/07/24 16:12 |
| ★ 電子受領した請求書 (取引先発行) | | | 23/07/24 16:12 |
| ★ 電子データ保存ボックスご利用マニュアル | | | |
| ★ 社長の経費精算 (電子取引のみ) | | | |
| ★ 社員の経費精算書 (電子取引のみ) | | | |

電子取引データ保存ボックスご利用料金

月額利用料： 2,200円 (消費税込)
導入手数料： 22,000円 (消費税込) 初月のみ

★日税ビズ初サービスでの自動お引落でのお支払いのみを
対象とさせていただきます。

「電子データ保存」に特化したシンプルな設計。
電帳法の最低限必要な機能に絞ることで低料金
での導入が可能。
導入にあたってのファイルの準備、操作説明は
渋谷大橋会計にて実施いたします。

導入にあたっての詳細
は渋谷大橋会計まで
お問い合わせ下さい！



〈お願い〉

インボイス制度、電子取引データ保存制度は、30年に1度といわれる大幅な税制改正です。

渋谷大橋会計事務所は貴社の決算書、税務申告書がこれらの制度に完全に対応し税務調査で指摘を受けないよう努めてまいります。

誠に恐縮ですが2023年10月以降、インボイス制度及び電子取引データ保存制度に対応するため、若干の顧問料の改定（値上）をお願いしたく存じます。

改定（値上）額については、インボイス制度及び電子取引データ保存制度に関する貴社と当事務所の業務分担割合を考慮し、ご相談させていただき所存です。